

平成29年度 第2回

文京区国民健康保険運営協議会

日時：平成30年2月27日（火）

午後2時～午後3時40分

場所：文京シビックセンター

区議会第2委員会室

文京区福祉部国保年金課

平成30年度 第2回 文京区国民健康保険運営協議会開催概要

1 日 時 平成30年2月27日（火）午後2時～午後3時40分

2 場 所 文京シビックセンター24階 区議会第二委員会室

3 出席者

運営協議会委員 18名 （欠席委員 6名）

区 成澤区長、須藤福祉部長、細矢国保年金課長、畑中高齢者医療担当課長

4 会議次第

(1) 開会

(2) 区長挨拶

(3) 議事

① 審議事項

文京区国民健康保険の保険料率等の改定について

② 報告事項

I. 文京区国保財政健全化計画について

II. 特定健康診査等の実施状況について

III. 文京区国民健康保険第1期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画（案）について

(4) その他

1 開会

○細矢国保年金課長

それでは定刻より若干前でございますけれども、皆様おそろいでございますので、これから始めさせていただきたいと思っております。ただいまより平成29年度第2回文京区国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は、本運営協議会の事務局を担当してございます国保年金課長の細矢でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議題に入る前に、お手元の資料を確認させていただきます。本日の資料につきましては、あらかじめご送付してございます。本日ご持参をお願いしてございますけれども、お手元にお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら、お声がけをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

本日の資料につきましては、資料の右肩に記載してございます資料1から資料9と、資料9の別紙1と記載しているデータヘルス等の計画（案）と別紙2の計画（案）概要版並びに運営協議会委員名簿でございます。

また、本日、それに加えまして席上に配付させていただいてございますのが、本日の会議の次第、諮問文の案、そして、前回資料の訂正で、表題に「統一保険料方式と調整組織の関係」と記載されたものをお配りしてございます。

次に、発言につきましては、正確に記録を行うために、マイクを使ってのご発言をお願いいたします。ご発言の際並びにご発言が終わりました際には、お手元のマイクスイッチを押してくださいようお願いいたします。

2 協議会の成立報告

○細矢国保年金課長

次に、本日の出席状況でございます。本日ご出席いただいている委員の皆様、18名でございます。委員定数の2分の1以上のご出席と各代表委員のご出席もいただいております。本協議会規則第6条の規定によりまして、本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日ご欠席の浅沼委員、内海委員、佐藤文彦委員、佐藤雅康委員、中村委員、三羽委

員からは事前にご連絡をいただいていることを申し添えさせていただきます。

3 区長挨拶

○細矢国保年金課長

それでは、審議に先立ちまして、成澤区長よりご挨拶を申し上げます。区長、よろしくお願いいたします。

○成澤区長

皆さん、こんにちは。

本日はお忙しいところ、文京区国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。日ごろから本区の国保行政に際しまして、格段のお力添えをいただいておりますことに、感謝を申し上げます。

さて、本日ご諮問申し上げますのは、文京区国民健康保険の保険料率等の改定についてでございます。また、報告事項として、国保財政健全化計画ほか2件をご報告する予定でございます。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

今年度は、昨年12月の国保制度改革等のご報告に続いて2回目の協議会となりますが、引き続き、国保事業の持続的な運営のために、本区としても努力をしまいたいと存じますので、委員の皆様方の一層のお力添えをお願い申し上げます。ご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

4 諮問

○細矢国保年金課長

次に、区長より運営協議会への諮問がございます。区長、よろしくお願いいたします。

○成澤区長

それでは、諮問申し上げます。

文京区国民健康保険運営協議会殿

文京区長 成澤廣修

文京区国民健康保険の保険料率等の改定について（諮問）。

文京区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、下記の事項についてご審議の上、

貴会のご意見をいただきたく、お伺い申し上げます。

- 1、改定内容。保険料率等について。以下省略
- 2、改定理由。保険料率等について。以下省略。
- 3、その他。省略。

以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

(区長から隣席の会長へ諮問文を手交付)

○細矢国保年金課長

ありがとうございました。

5 区長退席

○細矢国保年金課長

それでは、成澤区長は所用のためこれにて退席とさせていただきますので、ご了承願います。

○成澤区長

恐れ入ります。ご審議よろしく願いいたします。

(区長退席)

6 進行交替

○細矢国保年金課長

それでは、これからの進行は白石会長にお願いをいたします。

白石会長、どうぞよろしく願いいたします。

○白石会長

皆さん、こんにちは。会長の白石でございます。

昨年12月の第1回協議会では、皆様のご協力をいただきまして、円滑な議事進行に努めてまいりました。本日もどうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、お配りしております諮問内容(案)をごらんいただきたくと存じます。ただいま成澤区長より諮問文をいただきましたので、各自、(案)の文字を削除いただくようお願いをいたします。

7 諮問説明

○白石会長

それでは、諮問内容について事務局より説明をお願いいたします。

○細矢国保年金課長

それでは、お配りしております諮問内容をごらんいただきたくと存じます。着座にて説明をさせていただきますと思います。

ただいま会長よりお話のございました文京区国民健康保険の保険料率等の改定についてでございます。

改定内容でございます。（１）保険料率等についてでございます。

諮問のこちらの（１）のまず①基礎賦課額（医療分）についてでございます。

アでございます。賦課割合を所得割63対均等割37とし、所得割は旧ただし書き所得の「100分の7.47」から「100分の7.32」に改定する。こちらにつきまして、資料1をあわせてごらんいただければと存じます。お配りしております資料1、平成30年度特別区国保における共通基準に基づく文京区の保険料率等の対応についてという表になってございます。こちらをあわせてご参照いただければと思います。ただいまご説明しましたところは、資料1の2つ目の四角のところになります。賦課割合と書いてございます。根拠の下に賦課割合という四角囲みのところがございますけれども、そちらの基礎分というものでございます。こちらが所得割63、均等割37、これは29年度と同様でございます。

続きまして、4段目の保険料率の基礎分のところでございます。こちらが保険料率、基礎分、所得割率100分の7.32、29年度7.47というところでございます。

続きまして、諮問文のイになります。被保険者均等割「3万8,400円」から「3万9,000円」に改定するというところでございます。こちらは同じく資料1の4番目の保険料率、基礎分、均等割、こちらが3万9,000円になります。昨年度は29年度、3万8,400円ということでございます。

続きまして、諮問文の、ウ、保険料を減額する額を7割減額の場合「2万6,880円」から「2万7,300円」に、5割減額の場合「1万9,200円」から「1万9,500円」に、2割減額の場合「7,680円」から「7,800円」に改定するというところでございます。これは資料1の一番下の条例減額という表の基礎分のところでございます。そちらが7割・5割・2割ということで数字が入っているものでございます。こちらは均等割額から7割ですと3万9,000円から7割

を掛けた額、0.7掛けた額が2万7,300円ということになります。そちらを減額するというもの
でございます。

続きまして、諮問文②の後期高齢者支援金等賦課額についてのアになります。こちらも基礎
分と同様に賦課割合のところ、賦課割合、所得割63対均等割37とし、所得割旧ただし書き所
得の「100分の1.96」から「100分の2.22」に改定するというものでございます。これが資料1
の賦課割合の後期高齢者支援金分63対37と、資料1の4番目の保険料率の後期高齢者支援金分、
こちらの所得割が100分の2.22、昨年度が1.96というものでございます。

続きまして、諮問文②のイ、被保険者均等割は「1万1,100円」から「1万円2,000円」に改
定する。こちらは資料1、4番目の保険料率の均等割額のところになります。1万2,000円、
29年度が1万1,100円でございます。

続きまして、諮問文②のウ、保険料を減額する額を、7割減額を「7,770円」から「8,400
円」に、5割減額の場合「5,550円」から「6,000円」に、2割減額の場合「2,220円」から
「2,400円」に改定するというものでございます。これは資料1の一番下の条例減額の後期高
齢者支援金分のところになります。7割減額・5割減額・2割減額の金額になります。

最後に、諮問文③の介護納付金賦課額についてでございます。③のア、賦課割合を所得割53
対均等割47とし、所得割は旧ただし書き所得の「100分の1.35」から「100分の1.33」に改定す
る。こちらは資料1の4番目の保険料率の介護分、所得割率が100分の1.33、29年度が1.35で
ございます。

続きまして、諮問文の裏面になります。保険料の賦課総額についてでございます。

○白石会長

細矢課長、ちょっと待ってください。諮問文がないという人が。諮問文の裏面、ちょっと待
ってください。大丈夫ですか。

○細矢国保年金課長

はい、机の上に。

○白石会長

さっき案を削除してくださいと言ったやつ。

○細矢国保年金課長

裏がない。皆さん、すみません、裏面がないですか。大変申しわけございません。

○白石会長

諮問文の裏面が白紙になっているそうです。ないでしょう。裏面がでしょう。

○細矢国保年金課長

大変申しわけございません。ただいま至急、用意いたしますので。

○白石会長

ほかの方は皆さん、裏は大丈夫ですか。7名分、ないですね。

○細矢国保年金課長

申しわけございません。

○白石会長

諮問文だから、大事だから、ちょっと待ちましようね。

○細矢国保年金課長

多分、23階へ行って、コピーしているはずなんですけれども。

○白石会長

大変ご迷惑をおかけしました。

それでは、裏面の④、保険料の賦課総額についてからご説明、お願いします。

○細矢国保年金課長

大変申しわけございませんでした。

それでは、引き続きまして、④につきましてご説明させていただきます。裏面の保険料の賦課総額についてでございます。こちらは平成30年度制度改正により納付金制度になるに当たり、葬祭諸費用・出産諸費用及び保健事業費等並びに高額療養費100%を賦課総額へ算入する。

また、賦課総額の考え方として、制度上、保険料の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込みを除く）を賦課総額の対象とした上で、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定するものでございます。これにつきましては、お手元の資料2をご参照いただきたいと思います。

資料2でございます。平成30年度特別区国民健康保険基準料率等の設定についてでございます。こちらは平成30年度特別区国民健康保険基準料率について、国から示された制度改正及び1月に東京都が本係数にて示した納付金及び標準保険料率を踏まえて算定を行ったものでございまして、30年2月の特別区長会で報告し、了承を得たところのものです。

まず最初に、1番目です。国保制度改革に伴う特別区の対応方針でございます。将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消または縮減）に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。ただし、この水準を参考に、各区独自に対応することも可ということで、特別区長会として了承したものでございます。

その考え方にに基づきまして、2番の平成30年度基準保険料率算定における基本的な考え方でございます。平成30年度制度改正により納付金制度になるに当たり、葬祭諸費用・出産諸費用及び保健事業費等並びに高額療養費100%を賦課総額へ算入したものでございます。

また、賦課総額の考え方としまして、制度上、保険料の対象となる経費を賦課総額の対象とした上で、平成30年度は、そのうち納付金分を94%として算定し、以後6年間の激変緩和措置期間を目途にこの割合を原則1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消するものでございます。

ですので、30年度の特別区の激変緩和措置額は、こちらにも記載がございます医療費約135億円、支援金分約41億円、介護分約16億円ということで、約190億円を特別区23区としてこの6%分、納付金の6%分に当たるものを激変緩和措置として入れるものでございます。

また、その下の賦課割合でございます。こちらは2行目、東京都における賦課割合は平成30年度では57対43となり、特別区においては賦課割合は58対42が原則になりましたので、平成30年度の基礎分・後期支援分につきましては原則どおり58対42、これは29年度と同割合でございます。

ただし、介護納付金分につきましては、現行の賦課割合50対50から、段階的に基礎分・後期支援分と同じ比率に移行することとし、平成30年度は均等割を据え置く金額の割合ということで53対47という数字にするものでございます。

次に、諮問文に戻っていただきたいと思います。行ったり来たりで申しわけございません。裏面の諮問文の2番の改定理由でございます。

(1) 保険料率等について。①基礎賦課額(医療分)について。「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に合わせて文京区の保険料率等を改定するものでございます。これにつきましては、②、③、④、こちらに記載しておりますもの、全て同様でございます。

続きまして、資料の2番の裏面でございます。特別区の共通基準をつくる上で保険料率算定をめぐる状況でございます。3番の保険料率算定をめぐる状況の①一般被保険者数は215万728人と見込んでございます。前年比15万4,272人(6.69%の減少)ということで、減少している状況でございます。

②の国保事業費納付金。今年度から東京都のほうに納付金を納めるという形に変わりますので、これは23区全体での納付金の金額の見込みでございます。医療分が2,121億2,716万円、後期高齢者支援金分が647億6,790万1,000円、介護納付金分が273億517万1,000円でございます。

③としまして、特別区の激変緩和措置、こちらは先ほど申しました約190億円と見込んでご

ざいます。

④としまして、高額療養費は昨年度もご議論いただいたところでございますけれども、ロードマップ、昨年、29年度は75%算入しているところでございますが、今年度、30年度につきましては100%を賦課総額に算入するというところで85.2億円の増と。

また、審査支払手数料13.6億円、葬祭諸費用・出産諸費用16.5億円についても賦課総額、トータルの賦課額に算入するというものでございます。

⑤が賦課総額、これは全てを入れてそこから激変緩和を引いた金額ということで、23区として納付する金額、納める額でございます。医療分が2,006億3,421万3,000円、後期高齢者支援金分が617億2,741万1,000円、介護納付金分が245億8,358万3,000円でございます。

最後、6番目でございます。被保険者1人当たりの旧ただし書き所得は、前年度までの保険料算定時に採用した所得額伸び率の見込みから0.5%増を見込んだというものでございます。

続きまして、資料3のほうをごらんください。特別区国保における保険料率等の推移というものでございます。こちらは過去5年間の推移を記載したものでございます。平成30年度（案）と書いてございます一番左側です。賦課割合は58対42ということで、5年間変わってございません。その下の所得割率9.54%、これは先ほど申し上げました基礎分7.32、支援金分2.22を足したものでございます。これは29年度に比べ、29年度が9.43%ですので0.11%上がっているものでございます。下の均等割額につきましては、基礎分3万円9,000円、支援金分1万2,000円で、トータル5万1,000円と、29年度が4万9,500円ですので、1,500円の増ということでございます。

また、賦課限度額、こちらにつきましては後ほどまたご説明いたしますけれども、4万円、これは国のほうの税制大綱、国保のほうで政令も出まして4万円引き上げるということになりましたので、今回77万円ということといたしました。

その下の1人当たり保険料、こちらが基礎分・支援金分を足しまして12万1,988円。昨年在11万8,441円ということでございますので、その下の金額の差額でございます。30年度、29から30への差額は3,547円の2.99%ということでございまして、昨年の29年度保険料率を決めるときには7,252円の6.52%という上げ幅でございましたので、その半分以下に抑えることはできたということでございます。

その下の介護納付金分につきましては、賦課割合は50対50から53対47に割合を変えたということでございます。均等割につきましては、昨年と同様の1万5,600円ということでございます。

次に、資料4でございます。A3を折り畳んである資料でございます。こちらが平成30年度収入別・世帯構成別保険料試算（モデルケースによる試算）でございます。参考に申し上げますと、これは①から⑤までそれぞれモデルケースという形で設定をさせていただいております。①が年金受給者ということで、65歳以上。65歳以上ですと介護保険分がございませんので、医療分と支援分の2つを足したもののモデルケースということになります。

ですので、100万円から右のほうに所得が上がっていくということで、今回、均等割額が少し上がりますので、前年度比では1.03、02ということでございます。昨年度が、ここが1.06、07というところで今回の倍の伸びをしておりましたけれども、今回見ていただければおわかりかと思いますが、大体1.01、02のところ収まっているというものでございます。

また、例えばですけれども、④の給与所得者、これは2人世帯ということで、40歳ということでございますと、この2つ段がございまして、上は介護分が入っていない医療と支援分だけになります。ですので、そういう意味では39歳以下であればこの金額で、40歳を超えますと介護分が入りますので、その下の段の医療プラス支援プラス介護というほうの段になってまいります。

最後に、今回の1つ留意点としましては、特に⑤の給与所得者、3人世帯の一番右側、900万円のところになります。こちらが医療分不足支援分と、その下が医療不足支援プラス介護分、両方ございますけれども、800万円のところが大体1万円からでございます。1万円、その下が9,600円となっておりますけれども、そこから900万に上がりますと、上段が5万9,782円、下段が5万8,468円ということで、1.09倍、07倍というところで、ここだけが他に比べて上がっているということでございます。これは先ほど申しました賦課限度額、これが4万円上がったということがございますので、その分、所得の高い方のアップー、いわゆる限度額が上がったものです。その分、保険料を納めていただく金額が上がったということがございますので、ここが前年度比で割合が高くなっているというものでございます。

続きまして、資料5、都が示す文京区の数値でございます。1番の標準保険料率。こちらは東京都が示す参考値でございますけれども、大体この数値の所得割・均等割をとれば、いわゆる法定外繰入、一般財源から入れなくても十分保険料でペイできるんじゃないかというような1つの参考数値でございます。30年度の確定係数というのが太枠でございます。（B）と書いてあるものですが、これが1月に示されたものでございます。医療分、所得割が7.53%、均等割が4万2,796円。後期支援金分が、所得割が2.41%、均等割が1万3,638円。介護納付金分が、所得割が2.04%、均等割額が1万5,215円ということでございます。

ですので、こちらをそれぞれ足しますと、特に医療分と後期支援金分ですと9.94%。また、均等割、医療分と後期支援金分を足しますと5万6,434円ということで、先ほどの特別区の所得割・均等割よりは、かなり高いという金額でございます。ですので、将来的にはこの数値、この数値も動いてまいりますので、必ずこの数値ということではありませんけれども、この東京都が示す標準保険料率を目指していくことにはなるというものでございます。

1人当たり保険料額については、こちらに記載のとおりでございます。

3番の確定係数に基づく納付金額、こちらは文京区が納付する、東京都に納付金として納める金額でございます。一番右にトータル、合計と書いてございます。これが68億9,565万794円ということで、この68億9,500万を納付金として文京区が納めるというものでございます。

続きまして、資料6、こちらは国による国民健康保険制度改正についてでございます。平成30年度国民健康保険法施行令の一部改正等に伴う見直しについてでございます。29年及び30年に改正されました施行令の一部改正等に合わせて、文京区の条例改正等の手続きを行うものとなるものでございます。

1番の改正内容。(1)基礎賦課額に係る賦課限度額の見直しということで、これは先ほど申しました基礎賦課額、これは医療分ということなんですけれども、医療分の賦課額に係る賦課限度額、これが58万、現行54万から4万円引き上げるというものでございます。

(2)の国民健康保険料の減額の対象となる所得の基準についてでございます。これは冒頭出てまいりました法定減額、5割減額と今回2割減額の対象となる世帯について、その軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減の場合は現行27万円から27.5万円に、2割軽減は49万円から50万円に引き上げるというものでございます。

(3)につきましても、70から74歳の高額療養費算定基準額等の見直しというものでございます。これはその後ろに資料が載っております。資料6、参考資料の裏面に、高額療養費制度の見直しについてという資料6、参考資料2というのがございます。こちらにございます制度概要として高額療養費制度、一番上に書いてございます、家計に対する医療費の自己負担が過重とならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える分について事後的に保険者から償還払いされる制度でございます。自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定されるというものでございます。

見直し概要というのがその下にございます。第一段階目が29年8月から30年7月、今現在、第一段階目が行われているところでございます。それが下の表でいうと真ん中になります。

その次のことが今回の対象になるんですけれども、第二段階目ということで、30年8月以降

ということで、現役並所得区分については細分化した上で限度額を引き上げる。一般区分について、外来上限額を引き上げる。一般区分については、7月31日を基準日として、1年間の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限額を設けるというものでございます。

ですので、下の表で言いますと、この2段目（30年8月～）と書いてある一番右側になります。真ん中で言いますと、真ん中の1段目と書いてあるところの現役並という部分が細分化されて、年収で3段階に分かれるということで、それぞれ限度額も金額が3段階に分かれるというものでございます。

また、一般のところは、月1万8,000円で年間上限は14.4万円ということでございます。今回、現役並みのところが3つに分かれるということが、30年8月から制度改正されるというものでございます。

以上が、資料6の表面にお戻りいただきまして、(3)のご説明になります。

また、(4)、一番下の基礎賦課総額の算定方法、これは医療分の算定方法でございますけれども、これは下に①保険給付費、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金、保健事業費及びその他の費用、こちらがかかるお金、かかる金額ということになりますけれども、そこから②の国民健康保険保険給付費等交付金、これが都から出る、いわゆる給付に必要な全てのお金というものでございますけれども、その交付金その他の収入。これを引いたものが基礎賦課総額、保険料を算定するための全体の金額、総額になります。

続きまして、裏面の(5)後期高齢者支援金等及び介護納付金賦課総額の算定方法の改正、こちらにつきましても①から②を引くという形になります。①は国民健康保険事業費納付金（後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に充てる部分）から都の補助金等々のその他の収入を引いたものが総賦課額になるものでございます。施行時期は30年4月1日からということになります。先ほどの高額療養費の算定基準の見直しは30年8月1日からでございます。

雑駁でございますけれども、説明は以上でございます。

○白石会長

それでは、今、細矢国保年金課長のほうから説明を受けました。ご質問、ご意見等がございましたらご発言のほどをよろしく願いいたします。

8 審議事項質疑応答

○白石会長

渡辺委員。

○渡辺委員

ちょっと質問させていただきます。

資料2のところで、1番の国保制度改革に伴う特別区の対応方針、この中でちょっと注目したのは2行目、23区統一で対応すると、これも今までずっとそういう形でやってきたんだと思うんだけど、今回初めて、ただし、この水準を参考に各区独自で対応することもいいよというのが初めて多分これ、出てきたんだと思うんですね。これは、この動きについてはちょっと教えてもらいたくて、23区統一じゃなくて、独自でその保険料を定めていこうという区が出てきているのか否か。これは独自で対応するという事は、そういうメリットがあるから多分独立するんだと思うんだけど、その辺ってどういうふうに見てとっているのか。これは多分推測なんだけれども、結構財政的に豊かな区はこれ全体でパイにかかわるよりも、自分のところは独立したほうが得だからいいんじゃないかと単純に思っちゃうんだけど、そういう意味で言うと、うちの区はどんな状況なのか。これ独自で保険料を設定するという対応を検討しようということがあったのかどうか、その部分だけちょっとお聞かせいただけますか。

○白石会長

わかりました。

細矢国保年金課長。

○細矢国保年金課長

今ご質問のございました各区独自にというところがございます。これにつきましては、千代田区と中野区と江戸川区、この3区がこの水準、いわゆる今回の統一保険料の水準を参考にし独自に対応するというを決めたところがございます。それぞれ特徴がございまして、千代田区につきましては、先ほどお話がございました一番やはり所得水準が高いと、23区では所得水準が高いということがございます。今回の標準保険料率でも1区だけ、先ほど標準保険料率をご紹介しました文京区でいうと9.9%、あの基準、医療分と後期支援分を足すと9.9%ですよという話をしましたけれども、千代田区はそれがもう9.22%ということで、統一保険料は9.54%ですので、それよりも統一保険料率のほうが低いという状況がございまして、ですので、そういう所得水準が高いということがありまして、千代田区としては独自に少し引き下げるような形をとるということとございます。

江戸川区につきましては、今お話がございまして法定外繰入、いわゆる一般財源からの補填と、保険料を少しでも安くするために区の一般財源から財源を入れているわけですが、その

一般財源からの繰り入れをなくそうというのが江戸川区の方針です。一応4年で解消するというふうに聞いてございますので、その分、保険料に転嫁するということですので、保険料率はこの統一保険料よりは上がるということでございます。

中野区は、均等割を今回上げないという選択をとったということでございます。ただ、均等割を上げないということはその分所得割のほうに、バランスが所得割のほうにかかってくるという形になりますので、低所得の方々には去年と変わらないんですけども、中間層から上の方にはその分、統一保険料よりは若干高い金額がかかってくるという構造になってくるものがございます。

ですので、その辺は3区それぞれの理由で行っているというものでございます。

あと、うちの区はどうなのかというところでございます。文京区も所得水準は割と高いほうでございます。23区でいうと、ちょっと数値によってばらつきがあるので6番目、7番目というところでございます。ですが、まだ千代田区のように大幅に標準保険料率を超えるようなことはございませんので、まだ統一保険料で当然いったほうが好ましいということもございまして、そもそもこの国保制度が変わるということで、都道府県が財政の主体になるということで、将来的に国も都道府県でそれぞれ統一保険料をとるというのが1つ目的となっています。実際に、大阪府ですとか、奈良県ですとか、広島県は統一保険料を今やるために取り組んでいるということで、東京都でも将来的には統一水準を目指すということですので、ここで23区がばらばらになってしまうと将来的な統一はまず無理になるだろうということもございまして、やはり統一を堅持していきたいというのは、今現状の考え方でございます。

○白石会長

渡辺委員。

○渡辺委員

その点はわかりました。

それで、ちょっと裏面の保険料算定をめぐる状況の中の①番の被保険者数の見込みがこれは数が出ていて、1年で6.69%減っているんですね。これって、ちょっと普通考えたら危機的というか、これがこのまま続いていったらどうなるのと思ったんですけども、このデータヘルス計画の中で文京区の推移を見てみると、そんなに減ってない。こんな6%も減ってない。そんなに横ばいみたいなふうに僕はちょっと見てとれたんですけども、その辺の被保険者数の推移と保険料の関係でいうと、うちの区は財政も豊かであり、なおかつその被保険者数も横ばいを維持しているのかなと、僕はデータを見た限りではそう思ったんですけども、その辺はどうい

うふうに考えられているのか。

つまりは、将来的な保険料については、23区の中でも比較的、条件としてはそんなに悪くないんじゃないのかなというふうにはちょっと、印象だけども思っているんですが、その辺ちょっと、どういうふうに分析をされているのか。

○白石会長

細矢国保年金課長。

○細矢国保年金課長

人数につきましては、特別区の場合は確かに6.69%、23区で平均しますと6.69%の減ということでございますけれども、文京区でいきますと、大体毎年の、どうしても文京区でもやはり減少傾向、これはございます。大体1,000人程度減少しているということがございます。

ですので、今平成30年度、29年度から30年度にかけては1,000人程度、大体2.8%の減という数字が出てございます。

ですが、介護につきましては、特別区が9.89%の減で、文京区はやはり6.8%の減ということで、どうしても介護のほうが減っているということがございます。というのは、40歳から64歳までの方々が、対象者が減っているということは言えるのかなと。

○白石会長

渡辺委員。

○渡辺委員

いずれにしても、23区それぞれ、状況がそんな、かなりこの状況が違っているという部分も財政的なこともそうだし、被保険者数もそうだし、ましてや独自で保険料が設定できるとなる江戸川のようにいち早くこれも一般財源の投入をやめようという、そういう極端というか、かなりそういう話も出てきているので、今回この統一保険料でやっていくよということについては、これはいいんだと思うんですけども、やっぱり将来的にそういう独自の動きが出てくるということは、やっぱりうちの区の被保険者数の状況、所得の状況、そういったことも含めて文京区らしい保険料の設定ということもあってもいいのかなというふうにはちょっと思っていますので、それはぜひ意を用いていただきたいということをちょっとお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○白石会長

ありがとうございます。

松丸委員。

○松丸委員

今ご説明ありましたように3区がいわゆる離脱をして、千代田区は財政的に非常に豊かであると。江戸川区は法定外繰入をとにかく早く解消していくということでやって、ただ、その中で中野区は、この激変緩和を、本来はこれは6年間でやるところを、9年間に延ばして対応していくという独自の、特に中野はそういう状況であるということなんですけれども、今後、うちとしてもやはりその辺の、今言ったように、特に中野区の場合は低所得者に対する扱いをちょっと手厚くしていくということが趣旨だと思うんだけど、そういう意味では、一方では低所得者に手厚く対応すると同時に、ある意味では、こういう言い方はちょっとあれかもしれないけれども、所得のあるところからは取っていく中で、本来6年間で激変緩和のあれをきちっとうまくやっていくという、そういうことも一つの選択肢というか、そういうこともあるので、今、渡辺委員が言われたんですけれども、そういういわゆる区としての独自のこともやっぱりきちっと視野に入れて、今後、保険料の設定ということというのはしっかり取り組まなきゃいけないのかなというふうに思います。

それと同時に、さっき言ったように、いわゆる一般被保険者の数が減っていくというのは、これは今、社会保険制度自体が、今までパートだった人たちがいわゆる社会保険にも入れるようになってきた。そのことによって、ある意味ではこの国保のほうから抜けていくということで、これは将来的にもやはりこういう形というのはふえざるを得ないのかなというふうに思うんで、その辺の考え方というのは区としてどういうふうに考えていくのか、どういうふうに予想しているのかということをお聞きしたいかなと思いますね。

○白石会長

国保年金課長。

○細矢国保年金課長

まず、被保険者の数でございますけれども、やはり今、委員ご説明のとおり、今のパートですとかそういう方々も被用者保険のほうに大分入れるようになってきたということがございます。ですので、近年、大分そちらのほうに移行される方が増えてきたということがございます。この動きというのは、最初のうちは今まで入ってない方が皆さんが多く入る形でしたけれども、今後は何らかのパーセンテージでやはり一定の方々はそちらのほうに移ると考えられますので、やはりそこの働いている方々については、やはり減る傾向にあるだろうということは予想をしているところでございます。

また、そうしますと退職された方々が今度、被用者保険のほうからこちらのほうに移ってこられる方というのは増えるということで、その人数は減る傾向かもしれませんが、年代というところで言いますと、やはり65から74歳までの方がどうしても増える傾向にあるということは予想できるのではないかというふうに考えてございます。

また、冒頭のご質問のございました区としての保険料について考えるべきだというお話がございました。これも本当にこれから、今度その制度が変わりまして、要するに標準保険料率ということで設定が各区されているわけです。ですので、それが一つの指標になりますので、その辺を見ながら統一保険料をどう組んでいくか、また、どう統一保険料に参加していくかということはやはり準備をしていかなければいけない。ある程度こちらのほうも考えていかなければいけないというふうには思っているところでございますので、これからその辺は準備をしていきたいと考えているところでございます。

○白石会長

松丸委員。

○松丸委員

わかりました。そういう意味からいけば、次の今日の報告でもありますけれども、この後の資料7号のいわゆる文京区の国保財政健全化計画、この辺が今後、区としてもしっかりとやはり法定外繰入金の削減に向けた施策ということも具体的に4項目にわたってありますけれども、この辺をきちっとやはりどう実践をしゃっていくかということが非常に大事になってくるのかなというふうに思いますので、その辺の、これはまた後、後ほどのあれだと思いますけれども、しっかりとそういった対応をしていかないと、非常にこれだけ国保財政自体が厳しいあれになってきて、一般財源からどんどん繰り入れになっちゃうと、これは本末転倒になっちゃうので、その辺をしっかりとよく見ていかなければいけないかなというふうに思います。

以上です。

○白石会長

ありがとうございました。

ほかに。

田中委員。

○田中委員

じゃ、私も簡単に。

6年間は都も192億を投入してくれるとか、国の助けもあって激変緩和、傾斜的に私たちは

高いのにならされていくのかもしれないんですけども、その6年間が終わってしまった後に本当に大丈夫かということと、法定外繰入もやっぱり6年でそれはなくしていきましようというかけ声だけはかかっているわけなんですけれども、本当に制度が変わることによってこれが達成できるのか。

それから、多分これはちっちゃい自治体はたくさんの医療費が負担できないから相互扶助的なところがあると思うんですけども、逆にそれは今、自前でやっていっている文京区にとってはメリットがあるのかなと思うんですけども、制度がこうなってしまうということもあるんですけども、そういうところ全体をにらんで文京区としては本当にしなきゃいけないことがこの後に出てくるのかもしれないですけども、今ちょっとその財政的な面でお考えになっていることを伺っておきたいと。本当に不安はないのかということをお伺いしておきたい。

○白石会長

細矢国保年金課長。

○細矢国保年金課長

今、一応6年間ということ国の方も激変緩和のお話がございますし、また、東京都の方も今回、独自支援ということで初年度14億というもの、これも6年間というふうにお話がございます。ですので、その後どうなっていくのかということがございますけれども、法定外繰入がその分減っていく要因というのがありますので、その中でどれだけ、また6年が経つ中でそれが解消の方向に行くのか、それとも解消が難しいのかというところで、またその後の国の緩和策、都の緩和策が入ってくるのかというところもあるのかなと思います。

区といたしましては、やはり、今、幸いにも所得水準は高いというところで、文京区としては法定外繰入自体は他区に比べるとさほど入れずに済んでいる部分もございます。ですので、その中でやはり健全というんですか、完全に解消できるかというところはちょっとわかりませんが、減らしつつ保険料をなるべく上げることを、どうしてもその外的要因から言いますとやっぱり上げる方向に、どうしても被保険者が減っているとか、さまざまな要因がございますので、上がる方向にはあるのかもしれませんが、少しでも上げ幅を抑えていくという方向に行きたいというふうには考えているところでございます。

○白石会長

田中委員。

○田中委員

ありがとうございます。

これまでの国保も毎年毎年お値段が上がっていくと。そのかわり減免の制度を何とか設けて、そこで低所得の人には対応しましたというやり方でこの間来たわけですけれども、どうぞ必要なことがあれば、都にも国にもきちんと声を上げていていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○白石会長

ほかに。

では、関川委員。

○関川委員

今、田中委員もおっしゃったように国と東京都のほうで激変緩和ということでお金が入れられて、今のところ上げ幅が下げられているということはありますけれども、でも、いずれにしても今回4万円も上がるということや、各層によって上げ幅が大きくなるところがあるということでは、この制度そのものが私は成り立っていくのかなという大変不安を覚えるわけですが、先ほど課長さんのお答えにありましたように、6年の間にも激変緩和ですから、毎年その補助のお金が減らされていくわけですから、その6年の間でも少しずつ保険料が上がっていくという事実が変わりませんので、ぜひ、その辺のところでは補助を減らすじゃなくて、持続をさせていく。それから、6年後についてもきちっと見通しを持って国や東京都が補助をしていくという方向になるように、ぜひ課長会とか、23区全体のところに働きかけていただきたいというふうに思うんですが、それで、この間、一般財源から国保会計のほうに入れてきました高額療養とか葬祭費とかの問題については、もう繰り入れをしないということで保険料にはね返る要因になっているわけですけれども、この辺のところの金額というのはどのくらい入っていたんでしょうか。

それから、今度、納付金制度になりますけれども、今、課長さんがおっしゃったのは、大体東京都が求めているのは100%納付金で納めなさいということなんだけれども、文京区は今、収納率94%ぐらいを見ているということなんです、その足りない分の6%については、じゃ、どこから出していくのかという、その道筋ですね。その辺、ちょっと教えていただければと思います。

○白石会長

細矢国保年金課長。

○細矢国保年金課長

高額療養費につきましては、先ほどの資料2の裏面で100%賦課総額ということで85.2億円、

これは特別区と全体として85.2億円ということでございます。今まで算入した、昨年もご議論あったかと思えますけれども、100分の75入れているときは256億円ということがございました。ですから、そこから85.2億円増えたということになるかと思えます。

葬祭諸費につきましては、今まで入っていないところが16.5億円ということで、そこが増えたということでございます。

収納率につきましては、これは東京都のほうが算定していますのは現年分ということで収納率、大体88%、文京区の場合は88%でございます。ですので、その残りはどうするのかというところですが、その12%は理論上といいたし、12%分きちっと入っているかというのは検証はなかなか難しいですけれども、法定外繰入という形になろうかと思えます。

また、特別区の統一保険料方式というのは収納率100%で見ております。ですので、それぞれ出こみ・へこみがございますので、そこに届かないところというのは各区で法定外繰入を入れていると。過去もそうですけれども、今現在、これからも統一保険料をとる限りはその部分を入れていくということになります。そこから、それをやめたのが江戸川区ということになります。

○白石会長

関川委員。

○関川委員

いずれにしても、法定外繰入で高額療養のところとか葬祭費の部分は区として見ていたわけですから、今回、国や東京都が補助をするということであるわけですが、文京区としてもその辺の、今まで使っていた分がなくなるわけですから、そういう意味ではその部分を使って千代田区のように保険料を引き下げていくというようなことの方角が出せないかどうかということなんです。東京都や特別区が補助ということで激変緩和でやるわけですが、それがなくなったときに膨大に、今までも毎年保険料、はね上がってきましたけれども、膨大にはね上がることによって保険料を払えない人、それから、保険証をとられちゃう人もたくさん出てくるような事態になると大変だというふうに思いますので、その辺のところはよく23区全体でも考えていただいて、この制度が存続していけるようにしていただきたいということで、共産党としては今回の諮問に対しては賛成できないということで態度を明らかにしておきたいと思えます。

○白石会長

ほかにご質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○白石会長

ないようですので、お諮りさせていただきたいと思います。

本日、諮問を受けました文京区国民健康保険料等の改定につきましては、原案を了承することにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○白石会長

ご異議なしとさせていただきます。

9 国保料率改定案の了承

○白石会長

文京区国民健康保険料率等の改定につきましては、本協議会で審議いたしました結果、原案を了承することと決定いたします。

なお、区長への答申文につきましては、私に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

10 報告事項の説明、質疑応答

○白石会長

それでは、引き続きまして、報告事項に入りたいと思います。

文京区国保財政健全計画について説明を行っていただきたいと思います。

細矢国保年金課長。

○細矢国保年金課長

それでは、資料7に基づきまして、文京区国保財政健全化計画につきまして、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、今回の制度改革に伴いまして、国のほうで赤字、いわゆる決算補填目的の法定外一般会計繰入と言われるものですが、こちらを解消・削減ということを打

ち出しております。また、東京都も同様でございます。今回、国のほうで、当初は6年間でこの赤字を解消するべく計画を作りなさいということがございました。ですけれども、今現在では、先般来た通知文では初年度、今現在につきましてはなかなか数字の算定が難しいこともあるので、今回の計画については数字はまだ出せないところはそれでいいということで、文章として方向性を示すものを作りなさいということがございました。今回、本区におきましても国民健康保険の特別会計に係る法定外繰入金の削減を図り、計画的に赤字の削減・解消を行うためにこの財政健全化計画を策定していくものでございます。今回はまだ数字としてお示しできないものですので、骨子的なものを今回ご報告ということで本協議会に報告するものでございます。

(2) の取り組みの基本方針につきましては、文京区の国保特別会計における法定外繰入金を削減するため、法定外繰入金の削減に向けた施策に掲げた取り組みを中心に財源の確保を図ると。これは後ほど、またご説明いたします。

(3) 期間としましては、本計画は平成30年度から35年度までの6年間の国保特別会計の財政運営を対象とすると。策定期間としましては本年3月末までに策定し、都のほうへ提出するというところでございます。

計画の対象となる赤字額につきましては、最後にちょっとご説明をさせていただきます。

3番の法定外繰入金の削減に向けた施策、これが本計画を進めていく上での取り組みということになりますけれども、収納率の向上、医療費適正化施策の推進、保険者努力支援制度の活用、適正な保険料率の設定ということでございます。

収納率の向上、これは法定外繰入を少しでもなくすという、削減するというのであれば収納率を少しでも上げていくということが必要になります。また、(2)の医療費適正化、これはジェネリック医薬品を転換していくということで、少しでも医療費を抑える、かかる費用を抑えるということがございますし、また、特定健康診査、生活習慣病予防の特定健康診査の受診率を上げることで、その予防を行っていくということで医療費も抑えていくことができる1つの方策になるということもございます。

また、(3)の保険者努力支援制度、これは前回、第1回のときにご説明いたしましたが、国の交付金でございます。30年度から本格的実施ということで、それぞれメニューがございまして、それを実施によって点数化して、その点数が高いところから金額を割り振って、その交付金がもらえるということです。これはトータル1,000億でございますので、それを各1,716自治体で割り振っていくというものでございます。

最後、適正な保険料率の設定ということで、これは、現在は23区統一保険料を堅持しておりますので、その中での適正な保険料ということになるかと思います。

最後に裏面でございます。これは非常にわかりづらい計算、その赤字の、赤字とは何かという国の定義でございます。非常にわかりづらいのでなかなか、ちょっとご説明も難しいんですが、法定外の一般会計繰入金Aと書いてございます。決算補填目的、いわゆる保険料を少しでも安くするために入れる繰入金ですね。そこから一般会計の繰入黒字分、これは結局、一般会計に戻す分になるんですけれども、要するに使わなかった分の1つなんですが、それを引いた額が決算ベースの赤字というものになります。結局、これが28年度決算の一般会計の繰入金に当たる部分になります。そこからこのDとEという、Dというのは療養給付費等交付金の前年度精算額、その下も負担金等の前年度精算と前期高齢者交付金の前々年度精算額ということで、28年度分が29年度にその交付金が余ったとか足りないとかということで精算をするというのがございます。それを精算して、この場合はDは歳入する金額になりますので、結局その分を引くということになります。赤字からこの余った分、要するに一般会計に戻す分を引くと。そこにEという前々年度、今度、28年度の精算額、30年度にならないと出てこないという、この数字がEになります。それについては今度は足すという形になります。それが結果的に28年度の赤字になるという、非常に、ちょっとこれだけ見てもなかなか難しいんですけれども。それが30年度予算ベース、このGというのが30年度予算ベースなんですけれども、その保険料の必要額から国保事業費納付金を引いたもので、それが要するに保険料必要額、これが当然、黒字の場合ですね。いわゆる保険料だけでこの必要額が賄えるというところから、東京都から納付金を納めなさいという納める金額を引いたところが今度は黒字になるということであれば、それはFの赤字を今度解消できるということになるんですけれども、実際この30年度予算ベースでも法定外繰入は入れるということになりますので、ここのGがプラスになるというのは文京区では、まだまだしばらくはないということでございます。

ですので、赤字はやはり発生するということでございます。

この金額が今、幾らかというのはまだ正確に特定できない状況でございますので、今お話が、数字を使ってできないものですが、赤字というのはちょっとなかなか、ここにも記載がございますように複雑な形で算定されるというものであるということをご承知おきいただければと思います。

説明は以上です。

○白石会長

今、事務局から説明を受けました。この健全化計画についてご質疑のある方、いらっしゃいましたらお願いをいたします。

頑張りましょう。

じゃ、よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項２点目、特定健診診査等の実施状況について、説明をお願いいたします。

○細矢国保年金課長

続きまして、資料８、特定健康診査等の実施状況についてでございます。これは毎回運営協議会でご報告をさせていただいているものでございますが、まず、第１期につきましては、こちらに記載がございます20から24年度の実施状況でございます。２番の第２期でございます。こちらが25から29年度ということで実施状況になるわけでございますけれども、今回、28年度が確定しましたので、そちらをご報告をさせていただきます。

(１)の特定健康診査実施結果の28年度をごらんください。目標値が57.5で、実績のところは男女ございまして、合計で44.5%ということで、昨年が44.8ですので0.3%の減ということでございます。

(２)の特定保健指導実施結果でございます。28年度目標値、同じく55%で実績、合計が17.6%で、昨年27年度と比べますと4.2%の増ということで、こちらは上がってきているということはあるかと思えます。

裏面にお移りください。(３)受診率、実施率向上のための具体的な取り組み(平成29年度)ということでございます。

①特定健康診査につきましては受診勧奨を、はがきを２回送付したということで、１回、２回の数値がここに記載してございます。

また、②の特定保健指導につきましては、昨年度に引き続き電話での利用勧奨、また、サービスセンター本郷支所での初回面談等の実施によって利用者の利便性を高めているところでございます。

また、かかりつけ医からの利用勧奨を行い、利用率の向上を図っているところでございます。

③の周知・啓発ということで、周知のポスター、また、区が主催する事業等でPRを行っているというものでございます。

ご報告は以上でございます。

○白石会長

特定健診等の実施状況についてご説明がございました。ご質疑のある方、いらっしゃいましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に入らせていただきたいと思います。

報告事項の3点目、文京区国民健康保険第1期データヘルス計画及び第3期特定健診等実施計画（案）について説明をお願いをいたします。

○細矢国保年金課長

それでは、資料9、文京区国民健康保険第1期データヘルス計画及び第3期特定健康診査実施計画（案）についてでございます。

計画策定の目的ということでございます。まず、データヘルス計画につきましてはレセプト情報、これは国保だけでございますけれども、国保に係るレセプト情報や特定健康診査の結果のデータを用いまして、その分析を行って国保の被保険者の健康課題を把握した上で、より効果的・効率的な保健事業を展開するために、第1期データヘルス計画として計画を策定するものでございます。

また、もう一つの特定健康診査実施計画につきましては、2期10年実施してきておりまして、今回、国の基準改正に伴う変更を行った第3期計画を策定するというものでございます。

4番の検討状況でございます。先に検討状況、4番ですが、検討体制としましては、3つの会議体で検討を行ってまいりました。策定委員会と学識経験者、公募区民等が入っていただいた協議会、また、検討部会ということで、3つの会議体での検討を行ってまいりました。

(2)の検討経緯といたしましては、4回のそれぞれの会議を開催し、議会にもご報告をした上で、今回、3月に策定するという運びでございます。

具体的な中身につきましては、本日、既にお配りしております資料の別紙2の概要版で内容をかいつまんでご説明をさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

資料の別紙2、概要版でございます。こちらは別紙1の本文をそのまま、文章自体はそのまま抜き出して構成して入れたものでございます。

まず、1ページでございます。今回の計画につきましては、これは2つの計画がございます。1の計画策定の背景と目的の中に表がございます。データヘルス計画というのと特定健康診査等実施計画ということで、それぞれ根拠法令が異なります。対象年齢は、データヘルスは0から74歳、特定健康診査は40歳から74歳までということでの計画でございます。

(1) のデータヘルス計画です。これは(1)のデータヘルス計画の一番下ですね。(2)の上になります。「本計画は」という4行ございますけれども、本計画は加入者の健康の保持増進と医療費適正化を大きな2つの目標として設定しています。この目標の達成に向けた取り組みを進めるため、国保加入者の現状を把握し、レセプト情報や特定健康診査の結果等の健康・医療情報等の分析結果から健康課題を把握した上で実施する保健事業を示すものでございます。

(2)の特定健康診査の実施計画、これは2期まで策定しておりますものの更新というものでございます。

2ページの2の計画の期間でございます。両計画の計画期間は区の保健医療計画や東京都の医療費適正化計画等の整合性を踏まえ、平成30年度から35年度までの6年間とするものでございます。今までは、第1期・第2期の特定健康診査実施計画は5年間で行ってまいりましたが、さまざまな計画が今6年間という計画になってございますので、それに合わせる形で6年という期間にするものでございます。

続きまして、3ページでございます。文京区の国保の現状ということで、こちらに記載してございます。文京区の概要としては、①の概要でございます。人口21万1,451人。そのうち、28年4月現在でございますので、先ほどご議論いただいたときの、ちょっと数字は違うんですけども、4万7,000という数字でございます。

②のほうに、その3年間の推移が、人口と国保の加入者の推移が記載されております。人口は上がっておりますけれども、被保険者は3年間で下がってきているということは読み取れるかと思えます。

4ページでございます。①が年間医療費になります。総医療費、内科医療費と歯科医療費ということで表がございます。28年度、すみません、これは1点10円で計算をいたしますので、これは今、点数化されてございますが、円で直しますと10倍していただいて128億5,200万3,200円という数字になります。ですので、128億というのはここでの記載になります。

また、②のほうは加入者1人当たりの医療費ということで、平成28年度が、これも点数になっておりますので10倍していただいて、26年度が26万円、27年度が28万円、28年度が27万5,000円ということで、形になっているというものでございます。

5ページです。こちらが疾病分類別医療費と割合ということで、金額ベースでございますが、それぞれ順位が、真ん中のところに順位ということで①から⑩まで記載がございますけれども、黒数字と少し薄い数字となっているものが項目ごとにあると思えます。順位がついていきます

ようど真ん中辺に、尿路性器系の疾患ということで腎不全というのがございます。腎不全（透析あり）、右のほうにそのまま腎不全を追っていただくと順位1番で、こちらは総点数が括弧書きで7億5,544万2,410円ですか。そうですね。点数ですので、7億5,000万という金額になっております。占める割合としましては、医療費に占める割合、文京区は6.4%ということで、都や、同規模というのは23区等が含まれていますけれども、あと、国が5.4%ということだと文京区はちょっと高いと、医療費に占める割合が少し高いというところで、数字の色が高いところがちょっと変わっているということがございます。いわゆる慢性腎不全、人工透析の方の金額ベースですけれども、そこが文京区はちょっと高いということが特徴として言えるということがございます。

あと、それ以降につきましては、それぞれ項目ごとに記載、項目ごとの数値が載っておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

あと、10ページの特定健康診査の受診者数と受診率の推移ということで、先ほどお話ししました、ここに①のほうで、特定健康診査受診者数と受診率の推移ということで28年度、44.5%ということで受診者数が1万1,952人ということがございます。

11ページが特定保健指導実施者数と実施率の推移ということで、こちらも下の表をご参照ください。28年度が実施率が17.6%で実施者が214人、対象者数が1,214人ということがございます。

13ページ、14ページ、こちらをごらんください。こちらが色分け、左側の課題と対策の方向性ということで、分析から見る主な課題ということで色分けしてございます。1が特定健康診査ということで、実施率は上昇していますけれども目標値に達していないということでその対策の方向性が右側、14ページに記載されております。やはり特定健康診査は非常に生活習慣病を見つける早期発見のための重要な機会でありますので、その受診率の向上、それがやはり課題であるということがございます。

また、2、3、4、5、これについては軽度リスク者対策ということで生活習慣病の予防、また、なられた方の軽度での推移をしていくということでの支援・対策をしていくことが必要だということで、右側にその対策という形を載せてございます。

13ページの赤くなっている6番でございます。これが先ほど金額ベースでお話ししました慢性腎不全（透析あり）の医療費が約7億5,500万ということがございます。ですので、やはり糖尿病性腎症の増加率も高いということもございますので、糖尿病が重症化するリスクの高い方に対してのお医者さんへの受診勧奨等、支援、そちらを今後行っていく必要があるというこ

とで、その予防対策をしていくということでございます。

最後に7番目。これが医療費適正化ということでジェネリックの医薬品の使用等と、ここでは記載をしてございますけれども、それが今51.6%ということでございます。国のほうも80%以上という目標値を掲げております。ですので、それに向かってジェネリックを推奨していくという対策を行っていくというものでございます。

最後になります。19ページ。計画の進行管理ということで、計画の評価・見直しということがございます。この2番の計画の公表・周知の上のところの文章、「本編第2章」というところがございます。その中に計画期間の中間時点及び最終年度に新たな課題や取り巻く状況の変化を踏まえ、計画の見直しを行っていくということで、中間時点で計画の見直しを行ってまいります。

雑駁ではありますけれども、以上でございます。

○白石会長

それでは、報告事項3になります、このデータヘルス計画等のご説明が終わりました。

ご質疑がある方、ございましたらよろしく願いいたします。

川又委員。

○川又委員

薬剤師会の川又でございます。

このデータヘルス計画は74歳までですけれども、参考になってわかればですけれども、74歳以降、後期高齢者の例えば人工透析の金額というのはこのぐらいあるもんですかね。75歳以上、保険が変わるから参考までに。これは、すごい数字だと思うんですよ。確かにこの方たちみんな無料ですから、もしわかれば。わからなければ……

○白石会長

高齢者医療担当課長。

○畑中高齢者医療担当課長

すみません、今、こちらで数値を持っておりませんので、申しわけございません。

○白石会長

では、後ほど教えてください。

先生、よろしいですか。後ほどあれですけれども。

○川又委員

はい、ありがとうございます。

○白石会長

ほかにご質疑のある方。よろしいですか。

それでは、これで報告事項につきましては全て終了とさせていただきたいと思います。

1 1 その他

○白石会長

その他に入りますが、事務局から何かございますでしょうか。

○細矢国保年金課長

特にございません。

○白石会長

大丈夫ですか。

1 2 協議会終了

○白石会長

それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしましたので、これをもちまして本日の協議会は閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。お疲れさまでした。